

豊島区公共基準点管理保全要綱

[平成22年3月31日土木部長決定]

(目的)

第1条

この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規程に基づき豊島区が管理する公共基準点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(管理保全する公共基準点)

第2条

この要綱において公共基準点とは、都市再生街区基本調査の成果である、街区三角点、街区多角点、街区多角点の節点、およびその他公共測量の成果で豊島区が管理している基準点をいう。

第2条の2

国土調査法第二条第一項第三号で定められた地籍調査の成果である地籍図根点（4級相当）、及び豊島区が区道等を管理するために設置した測量基準点（4級相当）を公共基準点に準ずるものとして、第5条で定める使用手続き以外この要綱を適用する。

(管理保全の測量および作業方法)

第3条

公共基準点の管理保全のための測量および作業方法は、復旧と復元による。復旧とは、再設置や移転した基準点を測量し、座標を付与することで、基準点としての機能を持たせることをいう。復元とは工事等で一時的に撤去する場合、及び、既に亡失しているが基準点の成果数値を維持しうるように戻すことをいう。これらの測量及び作業方法は豊島区公共基準点管理保全作業要領に定める。

(管理の主体)

第4条

公共基準点の管理保全の主管課は、土木部道路管理課とする。

(公共基準点の使用手続き)

第5条

第2条に定められた公共基準点を使用する者は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」（様式第1号）により区長へ申請し、「公共基準点使用承認書」（様式第2号）の使用承認を受けるものとする。また、使用後には「公共基準点使用報告書」（様式第3号）により使用結果を報告するものとする。

- 2 公共基準点を使用する者は、「公共基準点使用承認書」を常時携行し、区職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

(工事施工の届出)

第6条

道路等の掘削工事を施工する者が（以下「工事施工者」という。）、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事を施工する場合は、あらかじめ「工事施工届出書（公共基準点）」（様式第4号-1）を区長〔土木部及び都市整備部所管の工事にあつては道路管理課長（様式第4号-2）〕に提出し、区長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去の承認を申請し、又は協議する場合は、「工事施工届出書（公共基準点）」（様式第4号-1、2）の提出を省略する。

- 2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等。
 - (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為。
 - (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等。
- 3 第1項の届出書には、次に掲げる図書の内必要な書類を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 引照点図、又は区長若しくは道路管理課長の指示する測量資料
 - (3) 写真（全引照点、公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
- 4 工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに「工事竣工報告書」（様式第5号-1）を区長〔土木部及び都市整備部所管の工事にあつては道路管理課長（様式第5号-2）〕に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 竣工写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
 - (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（区長若しくは道路管理課長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の資料）
- 6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたし復旧が必要となる場合は、工事施工者（土木部及び都市整備部所管の工事は除く）は道路管理課長との協議後、「公共基準点復旧承認申請書」（様式第6号）により区長に申請し、復旧の承認を受けなければならない（様式第7号）。
7. 工事施工届出書提出後、一時撤去又は移転する必要があると判明した場合は、第7条の手続きを適用し、前3項の手続きは行わなくてよい。

(一時撤去)

第7条

工事施工者が、公共基準点を一時撤去する必要がある場合には、あらかじめ「公共基準

点一時撤去承認申請書」(様式第8号-1)により区長に申請し、その承認を受けなければならない(様式第9号1-1)(様式第9号1-2)。

- 2 土木部及び都市整備部所管の工事にあつては、工事施工者は、「公共基準点一時撤去協議書(様式第8号-2)を提出して道路管理課長と協議し、その回答を得なければならない(様式第9号-2-1)(様式第9号-2-2)。
- 3 前2項の申請書及び協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)
 - (2) 引照点図、又は区長若しくは道路管理課長が指示する測量資料
 - (3) 写真(全引照点、公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)
 - (4) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)
- 4 区道等を除く敷地に設置している公共基準点について、土地所有者等の都合により一時撤去する必要が生じた場合は、「公共基準点一時撤去請求書(様式第10号)を区長に提出するものとする。

(機能の回復)

第8条

工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、毀損等により、その効用に支障をきたした場合、又は土地所有者等による公共基準点の一次撤去の請求があつた場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により復元又は復旧し、必要に応じて測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、道路管理課長と協議のうえ変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又は毀損した場合(以下「事故原因者」という。)は前2項を適用する。

(機能回復の施工者)

第9条

公共基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、区道等を除く敷地に設置している公共基準点について、土地所有者等による一時撤去の請求があつた場合は、土木部道路管理課で行う。

- 2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき、豊島区を測量計画機関として行う。そのために必要な書類の作成は工事施工者が行わなければならない。

(設置工事)

第10条

工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に道路管理課長と協議し

なければならない。

- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は、同一品の測量標等を使用するものとする。
基準点番号については、道路管理課と調整するものとする。
- 3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 工事施工者は、復元においては、復元後基準点網で隣接するすべての基準点との点間、角度等を測量し、基準点として精度を有していることを確認しなければならない。
- 5 設置工事が竣工したときは、工事施工者は速やかに「公共基準点設置工事竣工報告書」（様式第11号-1）を前項の写真と共に区長〔土木部及び都市整備部所管の工事にあつては道路管理課長（様式第11号-2）〕に提出し、検査を受けなければならない。
- 6 工事施工者は、前項の規程による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第11条

公共基準点の設置工事に要する費用（とりこわし費用も含む）及び公共基準点の測量作業に要する費用の全ては、工事施工者及び事故原因者が負担する。ただし、区道等を除く敷地に設置している公共基準点について、土地所有者等による一時撤去の請求があつた場合は、土木部道路管理課が負担する。

（その他）

第12条

この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度土木部長が定める。

付 則

1. この要綱は平成19年4月1日から施行する。
2. この要綱は平成22年4月1日から施行する。